

貯蓄預金

令和1年10月1日現在

商品名（愛称）	・貯蓄預金 I型
ご利用いただける方	・個人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入（1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻できます。
利息（1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・30万円未満、30万円以上の2段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。（ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします。） ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・20.315%源泉分離課税（国税15.315%、税金地方税5%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は、税金はかかりません。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料は徴求します。 ・1ヵ月間（毎月1日から月末まで）に5回を超えて払出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払出について、220円（消費税等を含む）の手数料を徴求します。 ・ICキャッシュカードの発行には、所定の手数料をいただきます。 ・通帳およびキャッシュカードの再発行には、所定の手数料をいただきます。 ※詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。
付加できる特約事項	・個人のお客さま場合は、マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・特に定めはありません。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部（9時～17時、電話0973-23-3177）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

貯蓄預金

平成30年4月1日現在

商品名(愛称)	・貯蓄預金 II型
ご利用いただける方	・個人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻できます。
利息(1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・10万円未満、10万円以上の2段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。(ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします。) ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・20.315%源泉分離課税(国税15.315%、税金地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は、税金はかかりません。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料は徴求しません。 ・ICキャッシュカードの発行には、所定の手数料をいただきます。 ・通帳およびキャッシュカードの再発行には、所定の手数料をいただきます。 ※詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。
付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・特に定めはありません。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時~17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)